No.	事務事業名	所管部課
19	事務事業名 男女平等参画に関する意識啓発	生活文化スポーツ部協働コミュニティ課

	カストサジ目に関うも心					JOHN PREM	カラー・エー アイトト	
	事務事業の目的 根拠法令等							
	男女共同参画社会基本法第9条に「地方公共団体は、(同法の)基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とある。施策の実施を通して、市民の男女平等参画についての理解促進を図ることを目的とする。							
	事		職員の業務内容					
事務事業の概要	・西東京市男女平等推進セ、実施回数:年10回 ※講座の延べ参加者数/ ・男女平等参画情報誌「パリ 発行回数:年2回(10月・3 発行部数:各10,500部	平成29年	<ul> <li>・西東京市男女平等推進センター講座 企画運営委員会にて講座テーマを決定、講師との 打ち合わせ、参加者募集、申込受付、講座の実施及 び実施報告、講師謝金支払い、等</li> <li>・男女平等参画情報誌「パリテ」の作成・配布 企画運営委員会にて情報誌の記事内容を調整、委 託事業者と紙面の調整、取材同行、情報誌の検査・配 布、委託料支払い、等</li> </ul>					
	実施形式:実行委員会形式 内 容:パネル・作品展示 講演会・講座の実施 喫茶・軽食、雑貨販売等 ※講演会・講座の延べ参加者数は388人(平成29年度)				・パリテまつりの開催 実行委員の公募、実行委員会への出席、実行委員会との委託契約、住吉会館使用手続き、パリテまつりの実施、実績報告・精算の確認			
	事業開始時期 合併	以前	実施形	<mark>態</mark>	委託 🗌 補助 🗌 そ	:の他 (	)	
	項目		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	
	事業費(A)			2,839	2,894	2,983	2,832	
	国庫支出金・都支出金財 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		<sub>~ m</sub>					
事	源 地方債 内 その他 (		千円					
事業費	: , その他 : :::::::::::::::::::::::::::::::::::	)		2,839	2,894	2,983	2,832	
	所要人員(B)	人	1.05	1.05	1.05	1.05		
ı	///	千円	8,026	7,831	8,045	8,314		
	臨時職員賃金等(C')	千円	262	309	422	403		
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		千円	11,127	11,034	11,450	11,549	
	単位当たりコスト							
	(E)=(D)/ ( パリテ登録団体数 )		千円	618	690	674		
	指標名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度		
評	①パリテ登録団体数 ②パリテまつり参加者数	実績値	団体	18	16	17		
加井	(講座等参加者のみ)	実績値	人	437	424	388		
標	《指標とした数値変化に対する要因分析など》 ①新たに登録する団体と、活動を休止する団体があるが、いずれも少数である。(団体数は各年度末の登録数。) ②実行委員、参加団体、参加者ともに固定化が進んでいる。							
事業環境等	市民・関連団体等の意 (アンケート結果など	情報記 男女工	市するべきである(全戸配布の意見は複数あり)。 ・・「全く知らない」が81.0% パリテの認知度・・・「全く知らない」が74.3% る市民意識・実態調査(平成29年10月))					
	他団体のサービス水準と (平均値との比較、本市の)	☑ 中	好許をいただいでいる。					
	   代替・類似サービスの <sup>2</sup> 	有。如果						

## 【一次評価】

検証項目	判定	判定理由
事業の優先度(緊急性) 普通		新たな課題への対応も求められており、継続した取組が求められる。
事業の必要性	普通	国際的評価の低下もあり、男女平等参画推進の必要性は増している。
実施主体の妥当性	適正	人権に関わる分野であり、市が主体となって取り組むべき事業である。
事業(補助)の対象	適正	広く市民を対象とした事業であり適正である。
事業(補助)の内容	課題有	より効果的な事業実施と事業の周知を図る必要がある。
受益者負担	適正	講座等において、材料費などの実費がかかる場合には参加者負担としている。
事業コスト	普通	直営の他自治体に比べて人員配置は少ないが、標準的なコストである。
業務負担	多い	実行委員会との調整など夜間の開催が多い。
一次評価	今後の実施に向けた方向性	
<ul><li>✓ 継続実施</li><li>☆ 改善・見直し</li><li> 抜本的見直し</li><li> 廃止</li></ul>	ど)への対	等参画に関する意識啓発は、人権施策であり、新たな課題(女性活躍推進や性的少数者なけ応など、継続実施が必要な分野であるが、より効果的な事業実施を行うためには、専門職ディネーター等)の配置など、実施体制についての検討が必要と思われる。

## 【二次評価】

検証項目	判定	判定理由
事業の優先度(緊急性)	普通	緊急性は低いが、継続した取組が求められる事業である。
事業の必要性	普通	男女平等参画推進に向けて継続して意識啓発に取り組む必要がある。
実施主体の妥当性	適正	人権に関わる分野であり、市が主体となって取り組むべき事業である。
事業(補助)の対象	適正	広く市民を対象とした事業であり適正である。
事業(補助)の内容	課題有	より効果的な事業実施と事業の周知を図る必要がある。
受益者負担	適正	講座等において、材料費などの実費負担はある。
事業コスト	普通	標準的な事業コストと考える。
業務負担	多い	事業の調整に要する業務負担が大きい。
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等
□ weが失心 □ 改善・見直し 進センタ		中心とした事業であるが、男女平等推進センターパリテや情報誌の認知度が低く課題となっ 情報誌パリテの発行やパリテまつりの実施をより効果的に機能させるためにも、男女平等推 一の認知度向上に向けた取組が必要と考える。また、専門職員の配置については、現在配いる女性相談員等の専門的知識の活用等について検証するなど、改善・見直しを図る必要

8.評価

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□ 継続実施 □ 改善・見直し □ 抜本的見直し □ 廃止	

## 【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<ul><li> 継続実施</li><li> 改善・見直し</li><li> 抜本的見直し</li><li> 廃止</li></ul>	

## 【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

|--|--|